

特定非営利活動法人エコネットふくおか定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人エコネットふくおかと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を福岡県福岡市東区箱崎ふ頭四丁目13番42号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、循環型社会をめざした3R推進に関して、福岡市民自らが語り合い、学び合い、考え、活動するための機会を創出し、行政・企業と協働して資源・エネルギーの循環を考えたまち「福岡」を創っていくことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言、援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①循環型社会をめざした3R推進に関する情報の収集・提供
- ②循環型社会をめざした3R推進に関する講演会、研修、会議、イベント、展示会等の実施
- ③循環型社会をめざした3R推進に関する教室、講座の開催
- ④循環型社会をめざした3R推進に関する調査、研究
- ⑤特定非営利活動を行う団体との連携、情報交換、支援等
- ⑥その他循環型社会の形成、3Rに配慮した生活文化の振興、地球環境の保全及び福岡のまちづくりに関する事業

(2) その他の事業

- ①循環型社会をめざした3R推進に関する物品・情報等の販売
- ②循環型社会をめざした3R推進に関する講師派遣等
- ③その他循環型社会の形成、3Rに配慮した生活文化の振興、地球環境の保全及び福岡のまちづくりに関する事業

2 前項第2号に掲げる事業は同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(会員)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) その他の会員 理事会が別に規則において定めた会員

(入会)

第7条 この法人の正会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を理事長に提出するとともに会費を納入することによって正会員となることができる。

- 2 理事長は、前項の入会申込みがあったとき、そのものが第3条に定めるこの法人の目的に賛同し、第4条及び第5条に定めるこの法人の活動及び事業に協力できるものと認められないなど正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 この法人の正会員以外の会員の入会手続きについては、理事会が別に規則において定める。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意に退会することができる。

- 2 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。
 - (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
 - (2) 会費を半年以上滞納したとき

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

(1) 法令あるいはこの法人の定款又は規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により、会員を除名するときは、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う理事会において、当該会員に対し弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上10人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長、1人を常務理事とする。

(選任等)

第13条 役員は、総会において選任する。

2 理事長は理事の互選とする。副理事長及び常務理事は理事長が任命する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、会務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、理事会の議決に基づき、本会の常務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうちその定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のために職務の執行に堪えることができないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

- 第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会では、次に掲げるものを議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算の承認
- (5) 役員の選任、解任、職務及び報酬
- (6) 会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求があったとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開会日の5日前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別な利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意志表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算の決定並びに変更
- (2) 事務局の組織及び運営
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) 総会の議決した事務の執行に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開会日の5日前までに理事に通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合で、理事長が必要と認めるときは、この限りではない。

(議長及び定足数)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事長は、簡易な事項又は緊急を要する事項については、理事が書面又はファックスにより賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前2条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第7章 事業運営部

(事業運営部)

第38条 この法人の事業執行機関として、事業運営部を置く。

2 事業運営部は、次の業務を行う。

(1) 事業計画案及び予算案の作成

(2) 事業の運営実施

3 事業運営部に事業運営部会を複数設ける。

4 事業運営部の組織及び運営に関し必要な事項は、別に規則で定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 受託費
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び活動予算)

第44条 この法人の事業計画及び活動予算は、事業運営部が案を作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

2 事業計画及び活動予算の変更は、理事会の議決を経て行う。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 本定款は、総会において出席した正会員の3分の2の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属先)

第49条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において決めたものに譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人は、正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければ合併することができない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、本会事務所前の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 11 章 細則

(帳簿及び書類の備置き)

第 52 条 この法人の事務所には、定款、会員名簿、総会及び理事会の議事録、収益費用に関する帳簿、資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えるものとする。

(細則)

第 53 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	阿部 眞也
副理事長	原田 みどり
理事	上杉 小一郎
同	中島 紘昭
同	村山 博俊
同	林 憲司
同	小出 眞剣
同	糸山 マチ子
同	重松 洋子
同	宗野 錦子
同	平 由以子
監事	加留部 勇三
同	養毛 邦昭

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 13 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成13年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員年会費 1,000円

賛助会員年会費 1口につき10,000円